

令和6年度試験案内
**長崎県島原病院職員(地方公務員)採用試験
 (作業療法士)**

1 募集する職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受験資格
作業療法士	1名	平成5年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士免許を有する方又は、令和7年春までに免許取得見込みの方

※長崎県病院企業団職員として採用後、長崎県島原病院に勤務となります。

※主たる勤務箇所は島原病院ですが、精神医療センターへ転勤する場合があります。

※試験の結果、合格者がいない場合もあります。

※次のいずれかに該当する場合は受験できません。

○ 地方公務員法第16条の規定に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 長崎県病院企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受付期間及び受験手続

受 付 期 間	令和6年4月15日(月)～令和6年5月23日(木)まで 持参される場合は平日の午前9時から午後5時30分まで。 郵送される場合は5月23日(木)午後5時30分必着です。
受 験 の 申 込 方 法 及 び 申 込 上 の 注 意	<p>1. 免許取得見込の方は受験申込書と成績証明書を、作業療法士免許を有する方は、受験申込書と作業療法士免許証の写しを長崎県島原病院へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に必要事項を漏れなく自署で記載してください。 ・ 試験職種を記入してください。 ・ 写真は、無帽で正面からの上半身を撮影したもの(過去6ヶ月以内に撮影した、縦4cm×横3cmのもの。)を貼付してください。 <p>※ なお、受験票は発行しません。</p> <p>2. 提出書類を郵送される場合は、郵便局で簡易書留扱いにしてください。</p> <p style="text-align: center;">【受験申込書提出先】</p> <p style="text-align: center;">送付先：〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地 長崎県島原病院 総務係あて</p> <p style="text-align: center;">封筒の表に「職員採用選考試験受験申込」と朱書きしてください。</p>

個人情報の取扱	受験申込者から取得する個人情報は、職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。
---------	--

3 試験の日程等

試験内容	日時・場所	合格発表
【作文】(60分) 【適性検査】 【面接】 ※グループ討議又は個別面接のいずれかの方式で行います。	令和6年5月31日(金) (13:00受付開始) 13:10～16:00 場所：長崎県島原病院 ※時間は予定です、詳細については申込受付終了後に連絡します。	令和6年6月12日(水) 12:00～ 長崎県病院企業団及び長崎県島原病院のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者には文書で通知します。また、本人からの電話照会にも応じます。 ※ 不合格者には通知しませんのでご了承ください。

【合否問い合わせ先等】

長崎県島原病院 総務係

電話 0957-63-1145

長崎県島原病院のホームページ (<http://www.shimabarabyoin.jp/>)

4 合格から採用まで

- (1) 試験に合格した方は、長崎県病院企業団職員として採用されます。
- (2) 免許取得見込みの方は、令和7年4月1日以降で免許取得後の採用になります。免許を有する方は、欠員の状況により採用を行います。
(詳細は電話等で長崎県島原病院総務係(0957-63-1145)までお尋ねください。)
- (3) 合格者で「免許取得見込みの方」については、令和6年春までに取得できなかった場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

5 給与、勤務条件等

(1) 給与等

初任給月額(令和6年4月1日現在)

作業療法士：202,800(大学4卒)、193,500円(短大3卒)

初任給月額、学歴、職歴、免許歴等に応じて加算されることがあります。また、上記給料のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

週平均38時間45分、1日7時間45分

(3) 有給休暇

年間20日（4月採用の場合、1年目は15日間）の年次休暇や病気休暇、忌引休暇、産前産後休暇等があります。

(4) 福利厚生等

- 当院には、子どもを持つ職員が安心して働けるよう院内保育所を設けております。
- 当院は、敷地内全面禁煙となっております。

6 島原病院の概要

(1) 島原病院の理念：地域の健康な未来を創造する

(2) 島原病院がめざす医療：島原半島の中核病院として、地域医療の向上に貢献します。

●地域医療支援病院

平成16年4月、長崎県内で2番目の地域医療支援病院として承認されました。

地域のかかりつけ医を支援するとともに、適切な役割分担と連携を推進し、地域医療の充実を図ります。

●地域がん診療連携拠点病院

地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立するため厚生労働省が整備を進めている「地域がん診療連携拠点病院」に平成19年1月に指定されました。

●診療機能の高度化

救急及び急性期医療を担う高い医療機能を備えた病院としての役割を担っており、地域のニーズに応えつつ、救急医療をはじめとした診療機能の充実に努めます。

●脳卒中センター

平成21年3月に脳卒中センターとして認定されました。脳卒中等の患者さんに対して専門医の配置、救急体制の整備等により質の高い医療を提供するよう努めます。

●がん診療センター

令和4年5月に開設された、がん診療センターには、放射線治療部、薬剤調整室を含む外来薬物療法センター、緩和ケアセンター、がんサロン・図書室などが配備されています。地域の要望に応じてがん診療レベルの向上に寄与します。

7 離島の基幹病院の概要

施設名	五島中央病院	上五島病院	対馬病院	壱岐病院
所在地	五島市吉久木町205	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	対馬市美津島町鶏知乙1168-7	壱岐市郷ノ浦町東触1626
診療科目	内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、人工透析内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、腫瘍内科、緩和ケア、放射線科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科、麻酔科、救急科	内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
病床数	304床	186床	275床	228床
地域の中での役割	救急告示病院 災害拠点病院 二次救急輪番制病院 へき地医療拠点病院 基幹型臨床研修病院 病院機能評価認定	救急告示病院 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 訪問看護ステーション 基幹型臨床研修病院 病院機能評価認定	救急告示病院 災害拠点病院 二次救急輪番制病院 へき地医療拠点病院 協力型臨床研修病院	救急告示病院 災害拠点病院 二次救急輪番制病院

8 病院の運営主体：長崎県病院企業団

長崎県病院企業団とは、長崎県と島原地域、五島地域、対馬地域及び壱岐地域の市町が一体となって病院を経営することにより、県民の健康な生活を確保することを目的として設立された地方自治法上の特別地方公共団体（一部事務組合）です。職員の身分は地方公務員です。

9 その他

○ この試験についてのお尋ねは下記までお願いします。

〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

長崎県島原病院 総務係 電話 0957-63-1145 (代表)